

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 41

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43837

ドイツ

- ソカニ
- 万博
- 大政事外外儀官
- 事務次長
- 典房
- 巨官官警警長長
- 儀儀文会管給
- 人電厚計
- 参調折企
- 参領旅移
- ア参地中東
- 長北東西
- 参北北保
- 参一二
- 放参西東洋
- 長西東
- 近ア参審近ア
- 長次総務国万
- 参實統
- 参政技二
- 長国一理
- 参条協規
- 長国参政経科
- 参社専
- 参道内外
- 長一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

188

電信写

総番号(TA) 53029
 69年11月22日13時30分 ドイツ 主管
 69年11月22日22時17分 本省 発着 米1

外務大臣殿 吉岡 大使 臨時代理大使 総領事 代理

サトウ・ニクソン会談(独紙報道)

第1231号 平

22日付当地紙は、かなりの紙面をさいて次のとおり報じている。

(1) サトウ・ニクソン会談において1972年にオキナワを日本に返かんすることが合意され、米側は日本の核兵器不保持の政策をそん重する旨を認めた。

(2) 消そく筋は、日米コミュニケを、米國は返かん後核をオキナワに保持することはできないが、緊急事態においては日本の同意を条件として持込むことができるとの意に解している。

(3) サトウ首相は核ぬき返かん達成に成功した旨、ニクソン大統領は極東地域における戦略上のフレキシビリテイを失った旨それぞれ国民、議会に説明することができた。

(4) 20日の会談においては、対アジア経済協力、せん維製品対米輸出、日本の資本自由化の諸問題が取上げられ

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

たが日本側はこれらの問題をオキナワ返かん問題と関連づけないよう努めた。
 米に転電した。

-2- (3)

外務省

ソカヒ
大政事外儀官
務務典房
次次典房
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 24902
71年5月18日11時50分 トイワ 主管
71年5月18日20時23分 本省 発着 米北1

外務大臣殿 甲斐(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

VOAに関する調査

第385号 極秘 至急

貴電合第2706号に関し

早速関係方面につき調査を行なっているが、本件の担当は各官庁にまたがっており、またVOA所在地がミュンヘンであるためもあり、調査に一週日を要する見込みにつき右御了承願いたい。

(了)

調査長
参企折調
参領旅移

ア 参地中東
長 北東西
米北保
中南審
参一二
欧 参西東洋
長 西東

近ア長
参書近ア
経 次総経国資
長 参貿統国万
経協長 参政技二
条 参条協規
国 参政経科
長 軍社専
情長 参道内外
文長 一二

外務省

極秘

ソカヒ
大政事外儀官
務務典房
次次典房
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 24957
71年5月18日17時55分 トイワ 主管
71年5月19日02時28分 本省 発着 米北1

外務大臣殿 甲斐(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

VOAに関する調査

第389号 極秘 至急

貴電米北/合第2706号に関し、

外務省条約局担当官に照会せしめたる所取りあえず次の通り。

- 1. VOA及びその職員
- (1) VOAの米国籍職員は外交特権等特別のステータスを有しない。
- (2) VOAの活動、職員の公務中の行為から生じる損害補償についてはVOAが責任を負い、補償はVOAの手から直接ひ害者に支払われる。争いが生じた際、VOAが裁判管轄権及び強制執行に服するか否かについては独米間のVOA協定には何等規定がなく、バイエルン州司法省等に照会し先例を調べてみないと判らないので、調査の上判明次第回答する。

- 2. 独米間VOA協定と独国内法との関係
- (1) ドイツには日本の電法管理法の如き外国放送局の存在を否認するような国内における電法活動の管理に関する

調査長
参企折調
参領旅移

ア 参地中東
長 北東西
米北保
中南審
参一二
欧 参西東洋
長 西東

近ア長
参書近ア
経 次総経国資
長 参貿統国万
経協長 参政技二
条 参条協規
国 参政経科
長 軍社専
情長 参道内外
文長 一二

外務省

極秘

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

一般的な法律はない。従つてVOA協定と国内法とのしよ
う突はそもそも起らなかつた。しかし、ドイツ国内におけ
る放送活動は連邦政府の許可が必要である。

(2) ドイツ国内放送局の活動許可は同放送局の設立に関
する個別立法によつて与えられるが、VOAの活動につい
てもこの個別立法と同様の措置によつて許可が与えられた
。即ち、ドイツ連邦共和国は米国との間に1952年6月
11日「連邦共和国内における特定の放送局の活動に関する
協定」を結び、1953年8月20日「同協定に関する
法律」によつて独連邦議会が協定を承認することにより、
これに国内法的効力を与え、VOAの活動を許可した。
なお、同協定文及び協定の国内承認に先立ち、連邦議会に
提出された同協定に関する法律案文中にかかげられた協定
締結理由を入手したので、御参考までに本/8日発送のパ
ウチで送付する。

(了)

外務省

極秘

注意

- 1. 本電の部の内(厚)慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

152

電信写

ソカ
ビヒ
大政庫外外蔵官
務務典房
次次
臣官官審審長
儀総人電厚

総番号(TA) 27605 主管
71年 月 2日 20時 17分 トイフ 発
71年 6月 3日 04時 37分 本省 着 北

外務大臣殿 甲斐大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉 加藤 hold

第431号 極秘 至急(ゆう先処理)

貴電米北/第233号に関し

本2日当地時間午後6時、レーパー連邦郵政大臣訪問を終
えたイデ大臣に対し本使より要旨を説明した上で、電信を
お見せしたところ、同大臣たわらいながら先ずここまでア
イデ大臣に追かけられるとは思わなかつたとの一言を發し
。更にこの問題は自分よりむしろ事務当局が頭をいためて
いる問題なので、明朝先ずフジモト監理官と電話で話し合
つた上で、貴大臣へ直接電話することであつた。フジ
モト監理官とは当地時間3日午前8時(日本時間、同日午
後4時ごろ)ごろ電話連絡するは予定であつたので、念
のため明日午後4時以降の貴大臣への連絡
先着訃番号内田ありたい。

(3)

(佐藤事務官 連絡 3日 0730)

調査長
領移長
參企析調
參領旅移

ア 參地中東
長 北東西
米 參北北保
中南審
歐 參西東洋
長 西東

近ア長
經 參書近ア
次總經國

長 參貿統國
經 參政技二
協 國一理

長 參參協親
經 長

長 參政經科
情 軍社專
長 參道内外
文 長

一 二

外務省

ソカ
ヒビ
大政事外外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

注意(部の内号)

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

147

総番号(TA) 20765 トイフ 主管
 71年6月3日 17時20分 発 米北
 71年6月3日 17時38分 本省 着

外務大臣殿 甲斐 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉

第434号 極秘 大至急

往電第431号に関し、

イデ大臣は本3日本使に対し、フジキ局長に貴電米北/第233号御来示のラインに協力方本朝電話で指示したが、その後貴大臣との電話連絡がつかなくつたので、ヨシノ局長に対し、わが国の国内法令との関係上5年は無理なので3年ということに米側と交渉を依頼しておいた。自分としても何とか貴大臣の御希望に添う様努力したいと思つてゐるが、6日ロンドンよりパリ空港経由(午後2時パリ発のJAL440)帰国するので、同日パリ空港より貴大臣と電話連絡をとりたいと語つた。

なお、パリ大使館よりこのため館員の空港派遣を依頼されたので、右御取計らい願いたい。

(了)

(字多交情) 2150

外務省

調査長 参企析調
領移長 参領旅移

参地中東
長 北東西
参北北保
中南審 参一
欧 参西東洋
長 西東

近ア長 参書近ア
経 次総経国資
長 参賀統三万
経 参政技二
協 国一理
長 参協規
国 参政経科
長 参道内外
文 一

ソカ
ヒビ
大政事外外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

注意(部の内号)

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

114

総番号(TA) 7830 トイフ 主管
 71年6月3日 17時30分 発 米北
 71年6月4日 02時40分 本省 着

外務大臣殿 甲斐 大使 臨時代理大使 総領事 代理

VOAに関する調査

第440号 極秘

往電第389号(1)に関し、

2日外務省条約局レンゲニク担当官より要旨次の通り回答越した。

VOAがドイツの裁判管轄権強制執行に服するか否かの点について、独米間のVOA協定に規定のない事はこの前申し上げた通りであるが、その他特別の了解事項もなく、結局バイエルン州司法省で裁判記録をあらいざらい調べたが、先例が一つもなく、何とも確答出来かねるので御了承願いたい。

(了)

参地中東
長 北東西
参北北保
中南審 参一
欧 参西東洋
長 西東

近ア長 参書近ア
経 次総経国資
長 参賀統三万
経 参政技二
協 国一理
長 参協規
国 参政経科
長 参道内外
文 一

外務省